令和５年度　　廿日市市立四季が丘小学校　生徒指導規程

第１章　総則

この規程は，廿日市市立四季が丘小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い，義務教育終了までの見通しをもった指導について，共通認識・共通実践を図るためのものである。

（目的）

第１条

積極的生徒指導により，規範と規律礼儀を定着させ，児童が充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第２章　学校生活に関すること

（登下校）

第２条　登下校については，次のことを指導する。社会の一員として交通安全ルールを守り，登下校をする。

（１）　決められた通学路を通る。

（２）　朝は７時５０分から８時１５分までの間に登校する。

（３）　登校したら，校外学習以外は外に出ない。

（４）　下校時刻は，原則として月・水・金曜日は１５時４５分，火・木曜日は１５時０５分までとする。

（５）　欠席や遅刻・早退をする場合は，担任の先生に届けを出す。（又は，保護者が確実に連絡をする。）

（頭髪）

第３条　学習の妨げとならない髪型とし，頭髪については次のことを指導する。

（１）　不自然な髪型（パーマ，そり込み，一部を極端に伸ばしたり切ったりしない。バランスの取れない髪型等）にしないこと。

（２）　染色，脱色，着毛，整髪料，パーマ，カールにしないこと。

（３）　カチューシャや髪飾りは使用しない。基本は黒か茶，紺色のゴムやピンを使用。

（４）　保健上の都合で上記の規定にできない場合は，保護者を通して担任に届け出て学校の許可を得る。

（装飾等）

第４条　装飾等については，次のことを指導する。

（１）　色つきリップは使用しない。

（２）　マニキュア等の爪や身体への装飾をしない。

（３）　ピアス，指輪，ネックレス，ミサンガ等の装身具をつけない。

（持ち物）

第５条　持ち物については，次のことを指導する。

（１）名札をつける。（朝の会でつけて帰りの会ではずし，所定の場所に入れておく。）

（２）持ち物には名前を書き，自分で管理する。

（３）ゲーム，お菓子，マンガ，装飾品，その他，学校生活に必要でないものは持ってこない。

（４）携帯電話の学校内への持ち込みは原則禁止する。

（５）キーホルダー，ぬいぐるみ，ストラップなどをカバンや筆箱につけない。

（身なり等）

第６条　身なり等については，次のことを指導する。学習にふさわしい身なりとする

（１）　服装

①自由服とするが，儀式（入学式・卒業式）では，黒・紺・白などを基調とし，派手な色合いのもの，華美なデザインや大きな文字・図柄の入ったものフードつきのものも避ける。

②学習や運動に適した動きやすい服装をし，小学生らしい身なりをする。（肩が出る服・ルーズソックスなどは禁止する。）

（２） 靴

①特に指定はないが，通学靴は，華美でなく体育の授業で使用できる運動靴とする。（ハイカットシューズ・ヒールシューズ等禁止する。）

②体育館では体育シューズをはく。（主に体育時）

（３）体操服

①指定体操服（半袖シャツ・長袖シャツ・ハーフパンツ）を着用。

②冬場はジャージの長ズボンを着用してもよいが，体育授業用のものを着用する。（登校時にはいていたものではなく，着替えること。）

③保護者からの連絡がある時は，冬場以外でも体育の時間に長ズボン・タイツをはくことを許可する。

（４）防寒着等

①冬季など寒い時期には，ウインドブレーカー・ジャンバー・手袋・マフラー・ニット帽・ネックウォーマー等を登下校に着用してもよいが，フードはかぶらない。

②授業中または校舎内では着用せず，ランドセル（ロッカー）に入れて管理する。

※体調等特別な場合は保護者が連絡する。

（５）カバン

ランドセルなど，教科書や体操服の学習用品を入れるのに適したものを使用。

（校内の生活）

第７条　校内の生活については，次のことを指導する。

（１）生活

①時間（チャイムや放送）を守る。

②授業時のあいさつ，返事を大切にし，正しい言葉づかいをする。人を傷つける言動はしない。

③校内放送は黙って聞く。

④特別教室や体育館には，担任の許可なく入らない。

⑤職員室や他の教室に入るときは，あいさつをし，学年名前を言い，用件を伝えてから入室する。

⑥廊下や階段は，走ったりふざけたりしないで，右側を歩く。

⑦学校の施設や道具，草花や樹木を大切にする。

⑧上靴で歩くところ，運動靴で歩くところを守る。

⑨３階広場には入らない。

⑩特別教室には，右側を静かに並んで歩いて行く。

⑪体調がすぐれない場合は，担任の許可をもらい保健室を利用する。

⑫体調の回復が見込めない時は，学校から保護者に連絡をする。
早退については保護者の迎えを原則とする。

⑬清掃時間は皆で協力して時間いっぱい取り組む。

（２）休憩時間

①次の授業の準備をしてから休憩する。

②ボール遊びは，運動場でする。

③手すりは遊びに使わない。側溝・グレーチングの上など危険なところで遊ばない。

④休憩時間の終わりには，手洗い，うがいを行う。

（３）タブレット等の使用

①「タブレット活用のルール（別紙)」を守りタブレットを使用すること。ルールが守れない場合は，使用することができない。

②学校で貸し出すタブレットは，学習に関することのみに使用する。

③タブレットを使用したり持ち帰ったりする際には，先生の許可をもらう。

④タブレットは十分に気を付けて取り扱う。（落とさない，ぬらさない，磁石を近づけないなど）

⑤画面は指や専用ペンでふれる。（鉛筆やペンなどでふれない。）

⑥休み時間や放課後などに使用する場合は，先生の許可をもらい，使用する。

⑦学校で貸し出したタブレットを他人に貸したり，使わせたりしない。

⑧学校で貸し出すタブレットの設定を勝手に変えない。

⑨学校で貸し出したタブレットが故障したり，動かなくなったりしたときはすぐに先生に知らせる。

（４）その他

①学校内の施設・物品を破損した場合や落書きを発見したときは，職員室に届ける。破損後の処理については，教職員の指示に従う。場合によっては，関係機関と連絡する。弁償しなければならない場合もある。

②黒板，壁，建物，机，トイレ，遊具等に落書きをしない。

③自分や他人の個人情報は，絶対にインターネット上に書き込まない。また，アカウントやパスワードを教えない。

④人を傷つけたり，嫌な思いをさせたりすることを Google classroom や SNS 等に書き込まない。

⑤カメラで誰かを撮影するときは，勝手に撮らず，相手の許可をもらう。

⑥校外で行われる学校の教育活動（修学旅行を含む校外学習など）においてもこの規程通りとする。

⑦卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りを禁止する。用事のある場合は，職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り，指導したにも関わらず，校外に移動しない場合は，関係機関と連絡する。

第３章　校外での生活に関すること

（放課後・遊び）

第８条　校外生活の心得については保護者との共通認識のもとで次のことを指導する。

①午後４時５０分以降，児童だけで校内で遊ばない（午後５時までに家に帰る。）

②校区外に出るときは原則保護者同伴とする。（習い事などの場合保護者の許可がいる。）

③児童だけでショッピングモール（大型店舗)・デパート・ゲームセンター・カラオケボックス・夜間の外出など危険が伴う場所への出入りは禁止する。

④金銭の貸し借り・物品の売買・おごり合い・かけごとなどはしない。

⑤火遊び・エアガン・道路や工事現場・砂防ダム・登山道で遊ばない。

⑥学校にお菓子や清涼飲料水を持ってこない。

⑦自転車やキックボードなどは，ルールやマナーを守って使用する。（できるだけヘルメットを着用する。）

⑧学校の用事で学校に来るときは，自転車では来ない。

⑨遊びで学校に来るときは，必ず自転車置き場に置く。運動場に乗り入れたり，裏門の周りに置いたりしない。

⑩他人の私物，公共施設，選挙ポスターなど落書きをしない。自動車を蹴ったり傷をつけたりしない。

⑪パソコン･携帯電話などの情報通信機器について，子どもの利用状況を把握し，家庭でのマナー作りや，フィルタリングの設定など，トラブルの未然防止に努めるよう，保護者と連携する。

第４章　特別な指導に関すること

（特別な指導）

「社会で許さないことは，学校においても許さない。」との認識に基づき，児童が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省をさせ，よりよい学校生活を送るために指導する。

（問題行動への特別な指導）

第９条　次の問題行動を起こした児童について，教育上必要と認められる場合は，特別な指導を行う。

（１）問題行動とは，次のような行為をさす。

①法令・法規に反する行為（万引き，威圧・強要行為，建造物・器物破損，飲酒，喫煙，その他）

②本校の決まりなどに従わない行為（いじめ・暴言・暴力・指導無視・授業妨害・授業エスケープ，その他学校が指導を必要と判断した行為。）

（２）特別な指導では，説論・反省文を書かせるなど，発達段階に応じた反省指導を行う。

①必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。

②特別な指導は，別室にて行い，その後，担任・生徒指導主事などが，保護者連絡を行う。

③教室内での学習や生活が困難だと判断した場合，別室で過ごす。

④必要に応じて，市教委・警察・児童相談所などの諸機関と連携する。

（規程の施行）

この規程は，令和４年４月１日より施行する。